

2018年11月22日

厚生労働大臣 根本 匠様
内閣府特命担当大臣 片山 さつき様

新日本婦人の会
会長 笠井貴美代

子どもたちの安心安全をまもる 学童保育職員の配置や資格の基準は堅持してください

新日本婦人の会は創立以来56年間、くらしと平和、子どものしあわせ、女性の地位向上をめざして、全国各地で草の根から運動を広げる国連NGOの女性団体です。

先日の内閣府地方分権改革有識者会議の専門部会で、内閣府と厚労省が示した、来年度から学童保育1教室に職員は2人以上の職員配置と、そのうち1人は保育士や社会福祉士などで、かつ、都道府県の研修を受けた「放課後児童支援員」資格を有するという、資格基準を事実上、撤廃する方針に私たちは大きな憤りを感じています。

学童保育は、共働き・一人親家庭等の小学生の生活を保障し、親が働き続けることと、その家族の生活を守るという役割があり、仕事と子育ての両立のためには欠かせない施設です。特に、低学年の小学生は学校で過ごす時間よりも学童保育で過ごす時間が長いという実態もあります。

全国一律の職員配置、資格基準をなくすことは学童保育に地域格差を生むことにもなります。待機児童解消を優先させることで、保育の質も、安全性も低下しかねないこの方針は到底容認できるものではありません。「参酌基準」ではなく、従来の「従うべき基準」を堅持するよう強く求めます。

1. 子どもたちの安心安全を守る、学童保育職員の配置や資格は従来どおりの「従うべき基準」を堅持し、規制緩和は行わないでください。